

令和5年度第1回葛飾区児童福祉審議会 議事録

I 日時：令和5年10月18日（水）午後7時～

II 場所：葛飾区役所新館7階 705・706会議室

III 出席者

1 【出席委員14人】

雨宮委員、有村委員、伊東委員、上松委員、小林（広）委員、小林（弘）委員、西郷委員、
齊藤委員、白石委員、高岡委員、中村委員、松永委員、三尾委員、森委員

2 【欠席委員2人】

青木委員、坂田委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長、子ども・子育て計画担当課長、子育て応援課
長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、児
童相談法務担当課長、子ども家庭支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 区長あいさつ

3 委員紹介【資料1】

4 事務局紹介【資料2】

5 葛飾区児童福祉審議会について

ア 葛飾区児童福祉審議会条例【資料3-1】

イ 葛飾区児童福祉審議会条例施行規則【資料3-2】

ウ 児童福祉法等(抜粋)【資料3-3】

6 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出

(2) 葛飾区児童福祉審議会運営及び公開について

葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱（案）【資料4】

(3) 部会の設置について

ア 部会の設置について

イ 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱（案）【資料5-1】

ウ 部会における議決について

エ 部会委員（案）【資料5-2】

7 その他

葛飾区児童相談所について

葛飾区児童相談所資料【資料6】

8 閉会

V 配付資料

令和5年度第1回葛飾区児童福祉審議会次第

- 【資料1】 葛飾区児童福祉審議会委員名簿
- 【資料2】 葛飾区児童福祉審議会事務局名簿
- 【資料3-1】 葛飾区児童福祉審議会条例
- 【資料3-2】 葛飾区児童福祉審議会条例施行規則
- 【資料3-3】 児童福祉法等（抜粋）
- 【資料4】 葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱（案）
- 【資料5-1】 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱（案）
- 【資料5-2】 部会委員（案）
- 【資料6】 葛飾区児童相談所資料

VI 議事要旨

1 開会

事務局

第1回児童福祉審議会を開催します。皆様には、お忙しい中、委員をお引き受けいただいたことと会議にご参加いただいたことに感謝します。

本日の会議は審議会設立後の最初の会議となります。委員長と副委員長の選出まで子育て支援部子ども・子育て計画担当課長が進行を務めます。

事務局

- ・ 本日の会議の出席状況、青木委員と坂田委員が欠席であることを報告します。
- ・ 会議は葛飾区児童福祉審議会条例第8条により、委員の過半数の出席が必要となります。
- ・ 本日の出席委員は、委員16人中、14人で定足数の過半数に達していることを報告します。
- ・ 区ホームページ等に掲載を行うため、職員が会議風景について写真撮影します。

2 区長挨拶（要旨）

事務局

会議開催に先立ち、青木区長から挨拶があります。

区長

葛飾区児童福祉審議会委員の皆様へ挨拶させていただきます。第1回の葛飾区児童福祉審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

- ・ 葛飾区の人口は約46万6,700人で、毎年約3,000人増加しています。しかし、0歳から14歳未満の若い人口は5万1,000人しかおらず、全体の約10%を占めています。子どもたちが健康に育ち成長することが、葛飾区の発展には必要です。
- ・ 給食費の無償化を23区でも先頭を切って実施させていただきましたが、それ以外にも様々な施策を全国的にも早い段階から実施させていただいています。

- ・ 児童相談所を10月1日から開設いたしました。葛飾区は、23区で8番目の開設となります。子どもたちの虐待や悩みの相談が増えており、子育てに悩む方も大変多いのが実情です。
- ・ 子どもたちが安心して生活できる状況を作っていくために、児童相談所だけでなく社会全体で助けていく仕組み、特に小学校や中学校の学校生活について、地域の力を借りながら取り組んでおります。
- ・ 葛飾区では、妊娠から出産、保育、小学校、中学校、高校に至るまで、0歳から18歳まで継続的な支援をしています。
- ・ 委員の皆様には里親認定や権利擁護、児童福祉施設など幅広くご審議していただき、施策を進めるためにご支援をいただきたいと考えています。
- ・ 子どもたちが安心して生活し、明るく元気に育っていくように取組を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

(区長、公務の都合により退席)

事務局

本日は、委員長及び副委員長の選出などについて議題といたします。会議はWeb会議システムを併用して行います。事務局から会議での注意事項と資料の確認について説明いたします。

(Web会議システム注意事項と資料の確認)

3 委員紹介

事務局

続きまして、「3 委員紹介」です。資料1として、葛飾区児童福祉審議会委員の皆様の一覧をご用意しております。

〔出席委員の自己紹介〕

4 事務局紹介

事務局

令和5年度事務局職員の紹介をいたします。

〔事務局職員の紹介〕

5 葛飾区児童福祉審議会について

事務局

「5 葛飾区児童福祉審議会」について、資料3—1の葛飾区児童福祉審議会条例をもとに説明いたします。

- ・ 第1条では、本審議会は、「児童福祉法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、区長の附属機関として設置するものです。
- ・ 第3条では、審議会は、委員20人以内で組織するとしており、第5条では、任期は2年とし、

再任を妨げないとしています。委員の皆様には、令和5年10月1日から令和7年9月30日までが任期となります。

- ・ 第6条では、審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により決定するとしています。
- ・ 第8条では、審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定しており、議事は出席した委員の過半数をもって決するとしています。
- ・ 第10条では、審議会は必要に応じて部会を置くことができるとしています。部会は、委員長が指名する委員で組織され、部会長を置くとしています。また、審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとしています。部会の設置については、後ほどご審議いただきます。
- ・ 第11条では、守秘義務として、委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とするとしています。

続きまして、資料3-2 葛飾区児童福祉審議会条例施行規則をご説明いたします。

- ・ 第2条では、本審議会は公開としています。ただし、審議会が必要と認めるときは、公開しないことができるとしています。なお、部会については、原則非公開としています。

6 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出

事務局

選出方法は、葛飾区児童福祉審議会条例第6条第1項において、委員の互選により定めることとしています。

どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いします。

委員

委員長につきましては、こども家庭審議会の委員を務めるなど、こども家庭庁の会議にもご参加され、こども家庭福祉の分野に見識の深い有村委員を推薦いたします。

(有村委員、了承。各委員から了承の拍手あり。)

事務局

引き続き、副委員長について選出いたします。

どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いします。

委員

障害のある子どもや家族の支援など、子ども家庭福祉に豊富な見識をお持ちの雨宮委員に、副委員長としてサポートしていただきたいと思っております。

(雨宮委員、了承。各委員から了承の拍手あり。)

事務局

委員長に、この後の議事の進行をお願いします。

その前に一言、委員長と副委員長にご挨拶をいただきます。

委員長

昨今、こどもまんなか社会に向けて様々な動きが進んでいるところです。この時期に、葛飾区に児童相談所が開設され、資料にもありますとおり、かつしかの子どもは葛飾区で守るというところを強く打ち出されていることに敬意を表します。

国のこども家庭審議会に参加すると、こども大綱に向けての議論を進めている中で、こどもの意見であったり、児童の権利に関する条約についてさらに重視して、そこに根差した子どもの権利をしっかり守っていく体制であったり、社会環境を作っていくことを議論されています。

児童福祉審議会は特に重要であり、沢山の専門性を持った皆様に参加いただいております。委員の皆様の見解をいただきながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

副委員長

私自身も子育てをしていく中で、色々なことを日々悩んだり、仕事との両立とかでも色々苦労がありました。そういった母親としての共感を生かしていけたらいいなと思っています。

今までの経験や活動を役立たせながら、子育てに関わる方や子育てに関わっていない方も社会全体で子どもを育てていければいいなと思います。皆様の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

以上で議事（1）を終了します。

（2）葛飾区児童福祉審議会運営及び公開について

委員長

本審議会は、公開を原則としており、傍聴に当たっての禁止事項や議事録の公開などについてルールを定める必要があります。

事務局から葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱（案）が提案されたので、事務局より説明願います。

事務局

議事（2）葛飾区児童福祉審議会運営及び公開について、資料4「葛飾区児童福祉審議会の運営及び公開に関する要綱（案）」をもとに説明いたします。

- ・ 葛飾区児童福祉審議会条例施行規則第2条では、審議会は原則公開としています。傍聴に関するルールや議事録、会議資料の公開などについて、要綱案を提案しています。
- ・ 第3条から第9条までは傍聴人に関することを規定しており、第6条では傍聴人の守るべき事項を示します。第7条では、傍聴人は撮影や録音をしてはならないと規定しています。
- ・ 会議開催の周知や議事録、資料の公開については、要綱のとおりです。

委員長

事務局の説明について、ご質問、ご意見等がありますか。

(質疑なし)

委員長

葛飾区児童福祉審議会運営及び公開について、お諮りします。本件に異議がなければ、拍手をお願いします。

(委員拍手)

委員長

葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱に従い、今後、審議会を運営していきます。以上で議事(2)を終了します。

本日、傍聴者がおりますので、ここからは会場にご案内いたします。

(傍聴者を会場に入れる。)

委員長

傍聴にあたっての注意事項について、事務局から説明願います。

(事務局から傍聴にあたっての注意事項を説明。)

委員長

傍聴にあたっては、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

(3) 部会の設置について

委員長

葛飾区児童福祉審議会条例第10条第1項では、審議会は、必要に応じて部会を設置できると定められています。そこで、部会を設置するかどうかについて、まずお諮りします。事務局から説明願います。

事務局

議事(3)ア「部会の設置について」説明いたします。

- ・ 先ほどの説明で、葛飾区児童福祉審議会条例には「必要に応じて部会を設置できる」という規定があることを説明しました。
- ・ 条例第2条では、審議する案件が里親の認定や子どもの権利擁護、児童福祉施設の認可など多岐に分かれています。
- ・ それぞれの専門的な知見からご審議いただくため、部会の設置を考えています。
- ・ 委員の皆様には、まずは審議会に部会を設置することについて審議していただきます。部会の体制や所掌事項等については、次の議事で説明します。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等がありますか。

(質疑なし)

委員長

それでは、葛飾区児童福祉審議会に部会を設置することでよろしいでしょうか。本件に異議がなければ、拍手をお願いします。

(委員拍手)

委員長

それでは、具体的な部会の体制を定めていきます。事務局より説明願います。

事務局

議事(3)イ「葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱(案)」について説明いたします。

- ・ 第2条では、審議会には「里親認定部会」、「権利擁護部会」、「児童福祉施設部会」という3つの常設の部会を設置します。
- ・ 各部会の所掌事項は、第2項から第4項で規定されています。例えば、第2項の里親認定部会では里親の認定に対する諮問を受けて答申することなどがあります。第3項の権利擁護部会では、児童や保護者の意向と措置が一致しない場合や児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申することなどがあります。第4項の児童福祉施設部会では、保育所や認定こども園の設置に対して諮問を受けて答申することなどがあります。
- ・ 第3条は、臨時の部会について規定しており、児童虐待死亡事例などの事案検証が必要な場合には臨時に部会が設置できます。
- ・ 第4条は、議事録について規定しており、部会の議事録は、葛飾区児童福祉審議会条例施行規則第2条第2項の規定により、会議が非公開のため、同様に原則非公開とします。
- ・ 第10条第5項は、部会における議決についてです。部会の議決を審議会の議決とすることができることを規定しています。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等がありますか。

(質疑なし)

委員長

それでは、葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱(案)について、お諮りします。本件に異議がなければ、拍手をお願いします。

(委員拍手)

委員長

続いて、「部会の議決について」お諮りします。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、部会の議決をもって審議会の議決とすることとしたいと思えます。本件に異議がなければ、拍手をお願いします。

(委員拍手)

委員長

続いて、部会委員(案)です。葛飾区児童福祉審議会条例第10条第2項には、委員長が指名する委員をもって組織するとあります。私としては、事務局から示されている部会委員(案)のとおりで、

組織したいと考えています。

皆様、ご了承いただけるということでよろしいでしょうか。本件に異議がなければ、拍手をお願いします。

(委員拍手)

委員長

部会委員（案）のとおりで、よろしくお願いします。

本日欠席されている委員の方には、事務局から本決定について説明をお願いします。

部会委員（案）が了承されたところですが、条例第 10 条第 3 項には「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。」としています。部会長の互選について、事務局からご説明願います。

事務局

「部会長の互選について」説明します。この児童福祉審議会終了後、各部会でお集まりいただき、部会長を互選いただきたいと考えています。審議会の終了後に事務局から、段取りをご案内させていただきます。

委員長

審議会の終了後に、部会ごとに部会長決めるとのことですので、よろしくお願いいたします。

部会の運営については、部会設置要綱第 7 条で部会長に委任されております。各部会長と事務局でご調整いただき、部会運営いただきますようお願いします。

以上で議事（3）を終了いたします。

7 その他

葛飾区児童相談所について

委員長

その他「葛飾区児童相談所について」事務局より説明願います。

事務局

葛飾区児童相談所について説明します。

- ・ 葛飾区児童相談所は、葛飾区が 10 月 1 日に設置した施設です。
- ・ 施設の概要については、パンフレットがありますのでご参照願います。
- ・ パンフレットの表紙には、「かつしかの子どもは葛飾で守る、それは葛飾区の誇りです」というメッセージが書かれています。
- ・ 1 ページには、児童相談所の開設までの経緯が記載されています。葛飾区では子育て支援を施策の柱としており、平成 23 年に子ども総合センターを設置しました。平成 28 年に児童福祉法が改正され、特別区に児童相談所が開設できるようになりました。令和 2 年に児童相談所基本構想を策定し、令和 5 年 10 月 1 日に開設しました。

- ・ 2 ページには、児童相談所の概要が記載されております。3 ページには、本区が目指す児童相談体制の 5 つの目標が記載されています。4 ページには、業務内容が記載されています。5 ページには、相談の流れが記載されています。6 ページには、一時保護の案内がありますが、詳細は非公開となっています。7 から 8 ページには、児童相談所の概要が写真付きで記載されています。9 から 10 ページには里親制度についての記載があります。最終ページには地図を掲載しています。

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等がありますか。

(質疑なし)

委員長

以上で本日の議題はすべて終了となります。

8 閉会

委員長

長時間のご協力、ありがとうございました。審議会はこれにて閉会といたします。